



第3回民間市場調査に係る説明会資料

宇都宮市の下水道施設における ウォーターPPPの導入について

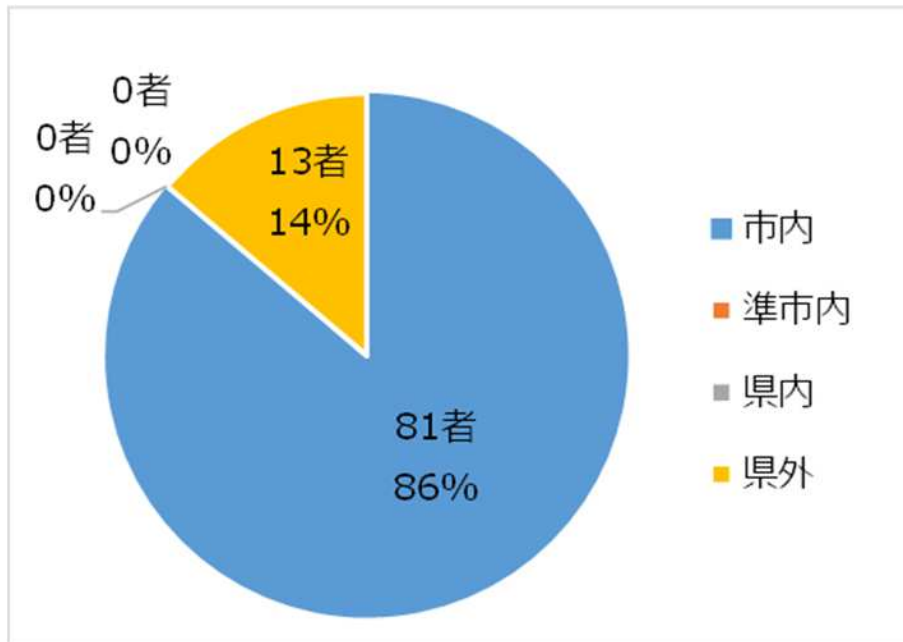
令和7年11月27日
宇都宮市上下水道局

はじめに

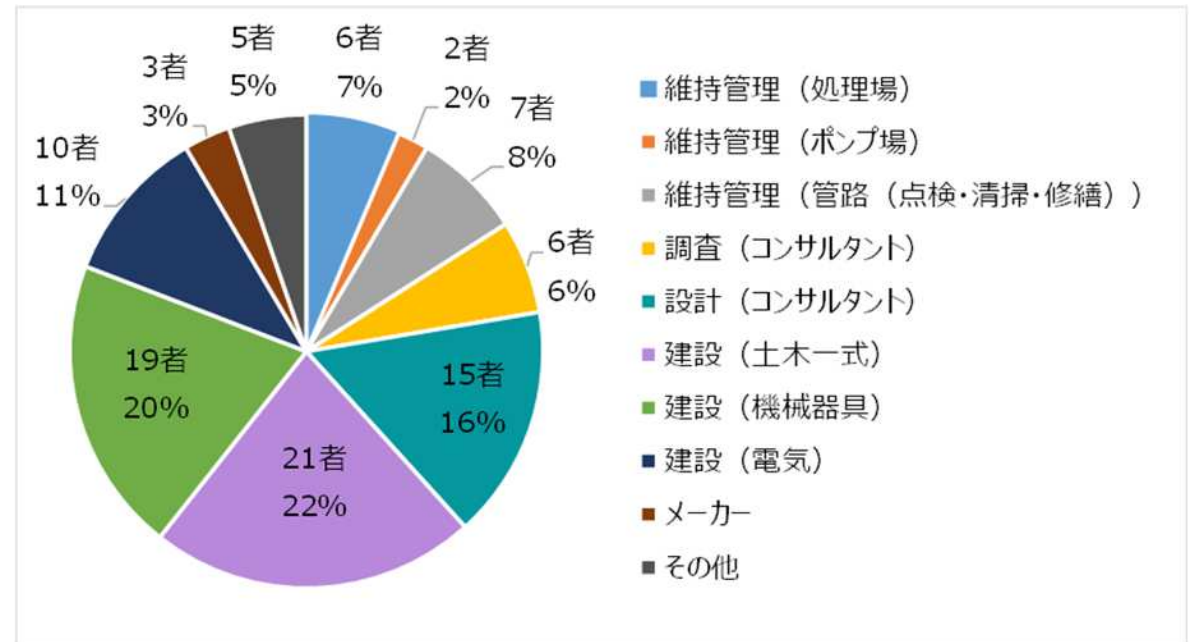
はじめに

令和7年5月20日から5月30日まで実施させていただきました、「第2回民間市場調査（アンケート）」にご協力いただき、ありがとうございました。

※ 回答者数：94者



業者区分



業種

※内訳には無回答を含んでおりません。

目次

- 1 本市のウォーターPPP取り組み状況
- 2 第3回民間市場調査内容
- 3 アンケートのご依頼

【参考1】河内・上河内処理区の概要

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

1 本市のウォーターPPP取り組み状況

1 本市のウォーターPPP取り組み状況

これまでの調査内容

W-PPPの4要件

- ① 契約期間
- ② 発注方式
- ③ 維持管理と更新の一体マネジメント
- ④ プロフィットシェア

国のガイドラインにより
4つ全ての項目を充足する必要がある。

事業スキーム

- ⑤ 対象処理区
- ⑥ 施設範囲
- ⑦ 業務範囲

処理区の規模や施設の老朽度により、受託者が負う業務に幅があり、経済性を十分なものにするには設定をより精密なものにしていく必要がある。

×

第1回民間市場調査(令和7年2月)

W-PPPの4要件 : ①契約期間, ②発注方式, ③維持管理と更新の一体マネジメント, ④プロフィットシェア
事業スキーム : ⑤対象処理区

第2回民間市場調査(令和7年5月)

事業スキーム : ⑥施設範囲, ⑦業務範囲

1 本市のウォーターPPP取り組み状況

事業スキーム（案）

【宇都宮市の考え】

- ①民間事業者の技術やノウハウを活用した創意工夫により、効果的・効率的な事業運営やコスト縮減が期待できるため、**契約期間は10年間**
- ②原則は**性能発注**。ただし、管路は、性能発注の実績がないことから、まずは**仕様発注から開始し、段階的に性能発注へ移行**
- ③委託者の技術力の向上と継承を図るため、一定の業務を行政に残す**更新支援型**
- ④**プロフィットシェア**は、国の動向を確認しながら詳細を引き続き検討
- ⑤処理場や管路が比較的新しく、管理上のリスクが少ないことから、**処理区は河内・上河内処理区**
- ⑥事業体を構成し、各企業が持つノウハウ・新技術を活用することで、処理区全体で効率的・効果的な維持管理が期待できることから、**施設範囲は処理場・ポンプ場・管路(全施設対象)**
- ⑦**業務範囲**については、住民対応、災害対応などの受付対応を除き、業務に含める方向で検討

【事業者の意見】

- ①**10年間は妥当である。(83%)**
- ②**性能発注が望ましい(91%)**
※管路については、段階的に性能発注
- ③**更新支援型(73%)**
- ⑤**対象処理区は河内・上河内処理区**
- ⑥**施設範囲は処理場+ポンプ場+管路**
- ④**プロフィットシェアは、費用削減案やインセンティブ等について意見あり**
- ⑦**業務範囲は、住民対応・災害対応等について意見あり**

市に賛同

意見あり

「河内・上河内処理区」の「処理場+ポンプ場+管路(全施設)」を対象に、「更新支援型」で「業務範囲」は市の判断が不要なものを対象に含めます。プロフィットシェア及び業務範囲の内容については、要求水準の作成作業において引き続き検討します。

1 本市のウォーターPPP取り組み状況

事業スキーム案を踏まえた日程

R6年度導入可能性調査

済

関係団体への説明
各企業への周知

済

第1回民間市場調査

済

第2回民間市場調査

済

R7年度

第3回民間市場調査

基本方針の作成

R8年度

R9年度

R10年度

目的

・ W-PPPの概要説明
⇒下水道での業務実績がある地元、県外企業へ説明
・ 各企業の協力意向の確認

・ 市が考える4要件と事業スキーム案*を提示
⇒各企業と意見交換(事業スキームへの意見等)

・ 基本方針の作成に必要な部分を調査
⇒市が考えるプロフィットシェアや参加資格要件、
リスク分担を提示し、各企業と意見交換

これまでの民間市場調査の結果を踏まえ、本市の
ウォーターPPPの4要件と事業スキームを整理

資料【主な内容】

・ 導入の背景、・ W-PPPとは
・ 仕様発注と性能発注の違い、・ 現状の市の発注方式

・ 市の案、・ アンケート
① 4要件と事業スキーム
② 組み合わせ(処理場+管きよ等)

・ 市の案
・ アンケート
①プロフィットシェア ②参加資格要件
③リスク分担

事業期間、事業方式、プロフィットシェア、
対象区域、対象施設、事業の範囲(概算事業費)

手法

訪問(団体のみ)
メール及びHP公表
アンケート

対面方式
アンケート
HP公表

対面方式
アンケート
HP公表

-

時期

R7年1月

R7年2月,3月

R7年4月,5月

R7年7月

R7年11月

R7年12月~
R8年1月

R8年2月

R8年4月~
R9年3月

R9年4月~
R10年3月

R10年
4月

ウォーターPPPの4要件と事業スキーム案のとりまとめ

基本方針の決定

実施方針公表, ウォーターPPP公募

契約, 維持管理業者間引継ぎ

ウォーターPPP 事業開始

※事業スキームとは：処理区、対象施設、事業範囲等の委託の構成

1 本市のウォーターPPP取り組み状況

第3回民間市場調査の目的

第3回民間市場調査（以降、第3回MSという。）は、事業スキーム案を踏まえ、「**プロフィットシェア**」の内容や今後公表する予定の「**実施方針**」「**要求水準書**」「**募集要項**」などの作成に必要な部分（「**参加資格要件**」「**リスク分担**」など）について**本市の考え方を事前に示し、民間事業者の皆さまの意向を伺うことを目的**としています。
また、「**縦覧資料**」「**事業日程**」について、ヒアリング形式でご意見をお聞かせください。

調査内容

- ① **プロフィットシェア**
国のガイドラインに基づき想定した、本市の案に対するご意見
- ② **参画資格要件**
適正な管理を持続的に行うことが可能となるよう想定した、本市の案に対するご意見
- ③ **リスク分担**
費用負担に係る協議のトラブルに備えて、委託者と受託者の責任範囲を明確になるよう想定した、本市の案に対するご意見

アンケート内容

- ・ **公募時の縦覧資料**
入札参加に向けて、事業費の積算等に民間事業者の皆さまが必要とする資料の確認
- ・ **事業開始までの日程**
引継ぎ期間等の事業開始までに民間事業者の皆さまが必要とする期間の確認

1 本市のウォーターPPP取り組み状況

ウォーターPPP公募に係る事業日程（案）

R7年度

R8年度

R9年度

R10年度

11月

2月

3月～

7月～

9月

9月

3月

3月

5月

7月

10月

11月

12月

1月

2月

2月

4月

第3回MS

基本方針の公表

実施方針案・要求水準書案作成

募集要項等の公募資料作成

実施方針・要求水準書案の公表

官民対話

(約2か月)

公募開始

募集要項等に関する質問回答

参加資格確認受付

(約2か月)(約2か月)(約1か月)

競争的対話

提案書の受付

プレゼンテーション実施

提案書の審査

受託者選定

基本協定締結

引継ぎ期間

(約2か月)

ウォーターPPP事業開始

事業日程（案）

※日程は、公募型プロポーザル方式を想定した場合（案）のため、今後変更になることがあります。

1 本市のウォーターPPP取り組み状況

公表・公募資料の内容

- ・ 「実施方針」 ⇒ 公募前に、事業の考え方を示すもの
- ・ 「要求水準書」「募集要項」 ⇒ 公募時に必要となるもの

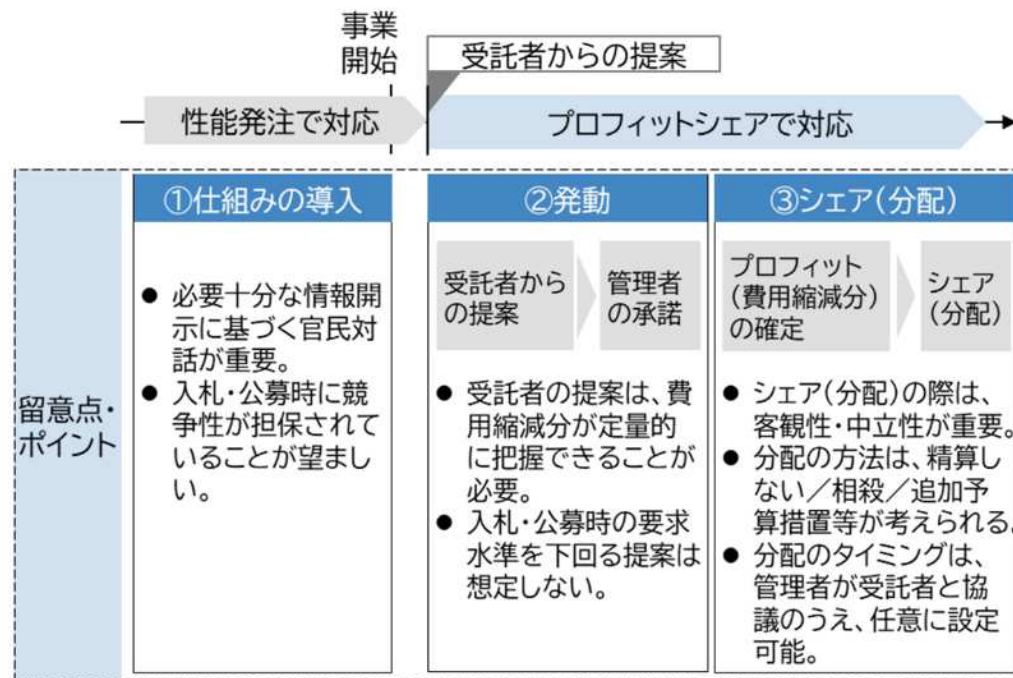
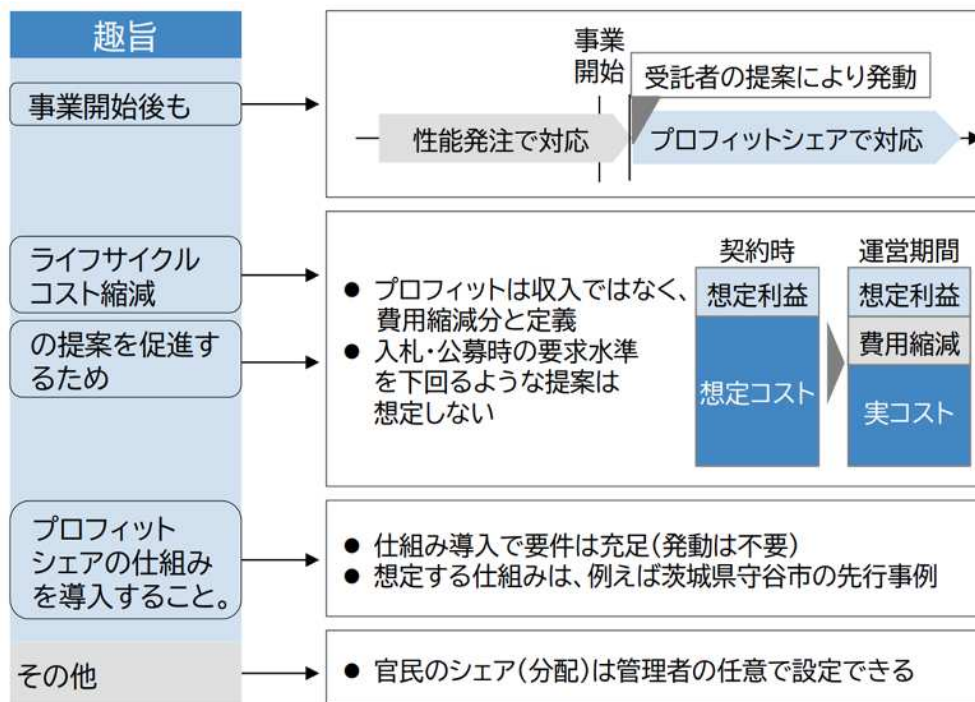
実施方針		要求水準書		募集要項	
①	事業期間，事業方式， プロフィットシェア ，対象区域，対象施設，事業の範囲（概算事業費）	①	事業期間，事業方式， プロフィットシェア ，対象区域，対象施設，事業の範囲（概算事業費）	①	事業期間，事業方式， プロフィットシェア ，対象区域，対象施設，事業の範囲（概算事業費）
②	民間事業の募集選定方法，スケジュール， 参加資格要件（企業体の構成，資格要件，実績要件）	②	モニタリング体制に関すること 改築計画の見直しに関する要求	②	民間事業の募集選定方法，スケジュール， 参加資格要件（企業体の構成，資格要件，実績要件）
③	リスク分担	③	汚水処理，污泥処理，管路施設に関する要求，公害防止に関する要求		公募手続き
④	対象施設の概要	④	【処理場・ポンプ場】 業務内容，放流水質基準，運転管理，保守点検，調査，修繕，住民対応業務に関すること， 参加資格要件	②	優先交渉権者の選定方法（評価項目，配点等）
⑤	実施契約に定めようとする事項		⑤		【管路施設】 業務内容，保守点検，調査，修繕，住民対応業務に関すること， 参加資格要件
⑥	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	⑥	⑥	②	応募に関する留意事項
⑦	法制上，税制上の措置に関する事項		⑦		
⑧	意見，質問について，連絡先				

⇒ **赤字部分**について第3回MSで調査する。

2 第3回民間市場調査内容

2 第3回民間市場調査内容

プロフィットシェア



出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版 令和7年4月 国土交通省

概要とポイント・留意点

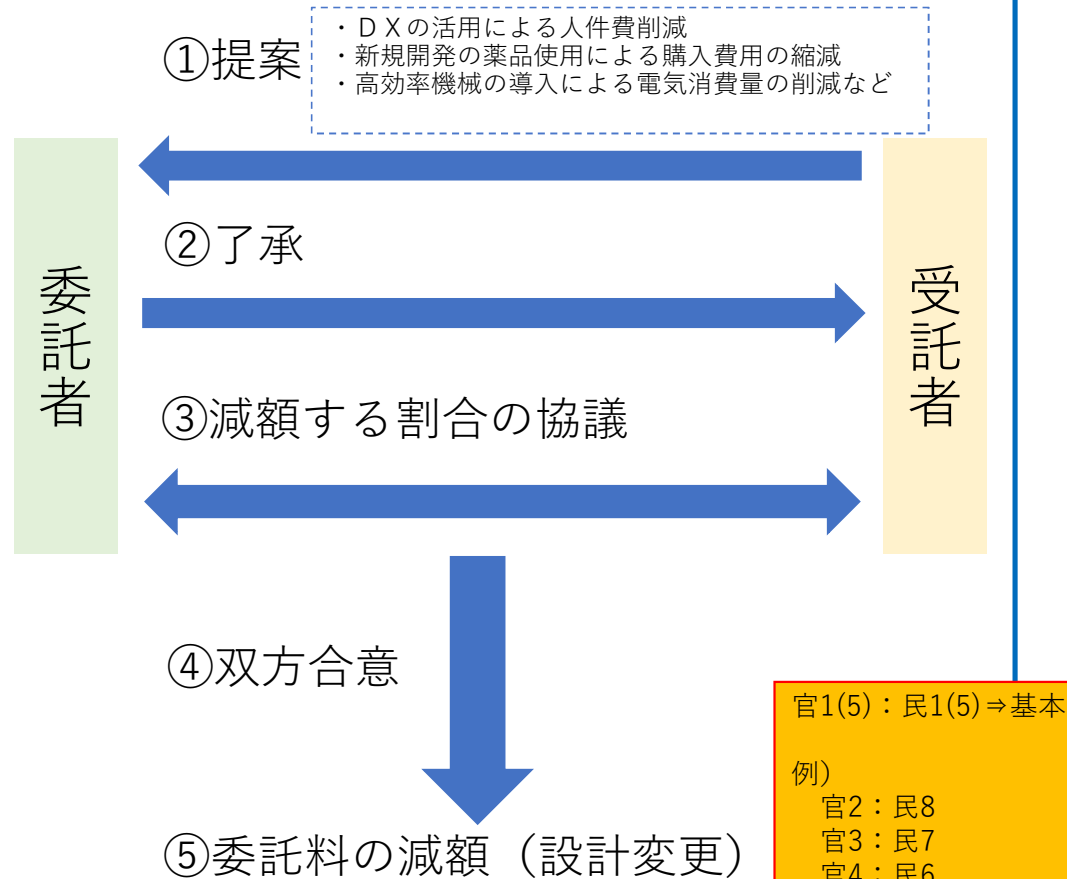
- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することが趣旨
- 更新支援型でも、仕組みを導入することは必須
- 官民のシェアは管理者の任意
- 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例

- ※プロフィット＝費用削減分
- ※仕組みの導入で要件は充足（発動不要）
- ※契約後VE等は例示の一つ

2 第3回民間市場調査内容

プロフィットシェア

★宇都宮市の考え方



プロフィットシェア（案）

宇都宮市	
①提案	要求水準書に定める業務の水準を満たす中で、仕様書等で示す手法より 効果的で効率的な業務手法等を委託者に提案 することができる。
②了承	委託者は、自ら又は受託者の提案により、必要と認める場合は、受託者に対して 業務手法の変更、設備の導入等 を指示することができる。
③～⑤ シェアの方法	<p>業務手法等を変更したことにより、受託者が負担する費用に減額が生じた場合は、費用縮減分を委託者と受託者で分配する。</p> <p>なお、分配する割合については、1：1を基本として、委託者と受託者が協議の上、ケースに応じて可変させながら定めるものとする。</p> <p>分配した費用縮減額は、受託者から受領するのではなく委託料を減額する。</p>

2 第3回民間市場調査内容

プロフィットシェア

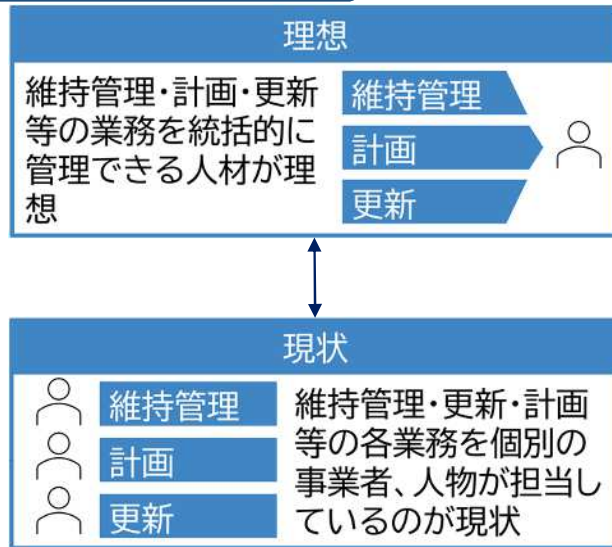
アンケート内容

質問1 プロフィットシェアについて（説明会資料P13～P15）

1-1.	<p>プロフィットシェアの仕組みを導入（要求水準書等へ記載）します。 説明会資料P14の本市の考えに対し、ご意見をお聞かせください。 ※ 該当する項目にチェックをお願いします。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 概ね妥当である <input type="checkbox"/> 妥当ではない</p>
1-2.	<p>質問1-1で「概ね妥当である」「妥当でない」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。 ※ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。</p>
	<p></p>

2 第3回民間市場調査内容

参加資格要件



維持管理・計画・更新等の各分野における類似業務の資格・実績要件を求め、それぞれが連携することが望ましい

	柏市 下水道包括的 民間委託の事例	守谷市 上下水道包括的 民間委託の事例	大阪狭山市 下水道包括的 民間委託の事例
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士 技術士(上下水道部門(下水道)または総合技術監理部門(選択科目:下水道)、RCC M(下水道部門)) 	<ul style="list-style-type: none"> 技術士(総合技術監理部門(下水道)または上下水道部門(下水道)) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士 第三種技術検定(維持管理) 技術士(総合技術監理部門・上下水道)または(上下水道部門) 1級土木施工管理技士
実績要件	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度以降の管更生に係る改築工事の実績 	-	-

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版 令和7年4月 国土交通省

概要とポイント・留意点

- レベル3.5では、対象施設・業務範囲の設定等が大きく、全体を統括的に管理できる人材が重要
- 維持管理と更新の一体マネジメントを効果的に実施するためには、複数の民間事業者等（受託者グループ）を想定
- 適正な管理を持続的に行えるよう、各々が対象となる業務をマネジメントできる体制が重要

★宇都宮市の考え方

これまでの委託業務の参加資格要件を踏まえながら、処理場・ポンプ場・管路の業務全体を管理できる責任者を選任し、**10年間の維持管理と更新の一体マネジメントを効果的に、継続して実施**できるような、参加資格要件とする。また、**災害対応の強化**などが図られるような要件とする。

2 第3回民間市場調査内容

参加資格要件

- ア 資格要件・・・責任者等のリーダーに求める能力の要件
- イ 参加要件・・・業務を実施する上で、適切に履行するための要件
- ウ 入札参加者の構成・・・全施設(処理場・ポンプ場・管路)の維持管理等を履行するための体制の要件

【参考】責任者・リーダーとは

- ・ 統括管理責任者・・・全施設(処理場・ポンプ場・管路)の維持管理業務や計画作成の全業務を一元的に統括管理し、「維持管理と更新の一体マネジメント」を実現するために技術的調整を行う者
- ・ 業務主任担当者・・・業務の目的、内容を十分理解して業務に当たるとともに、現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行う者

2 第3回民間市場調査内容

【補足】参加資格要件

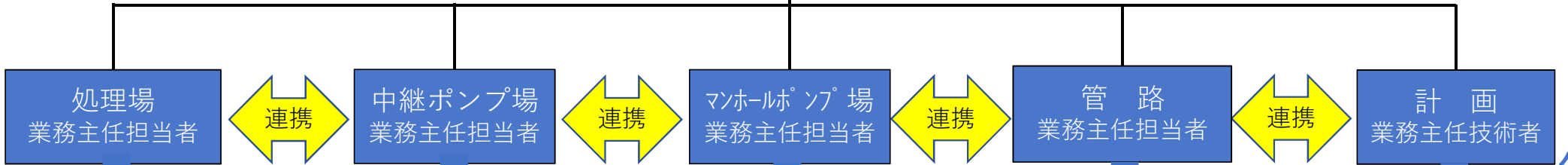
ウォーターPPP受託者
共同企業体 (JV) 等

【凡例】
ア 資格要件
イ 参加要件
ウ 入札参加者の構成

※必ずしもJVでの参画を求めるものではありません。

統括管理責任者

各部門の維持管理・計画作成の
業務を統括的に管理



マネジメント内容
・処理場運転管理
ほか

マネジメント内容
・中継ポンプ場
運転管理 ほか

マネジメント内容
・マンホールポンプ場
運転管理 ほか

マネジメント内容
・管渠点検
・管渠清掃
・管渠修繕 ほか

マネジメント内容
・更新計画案作成
ほか

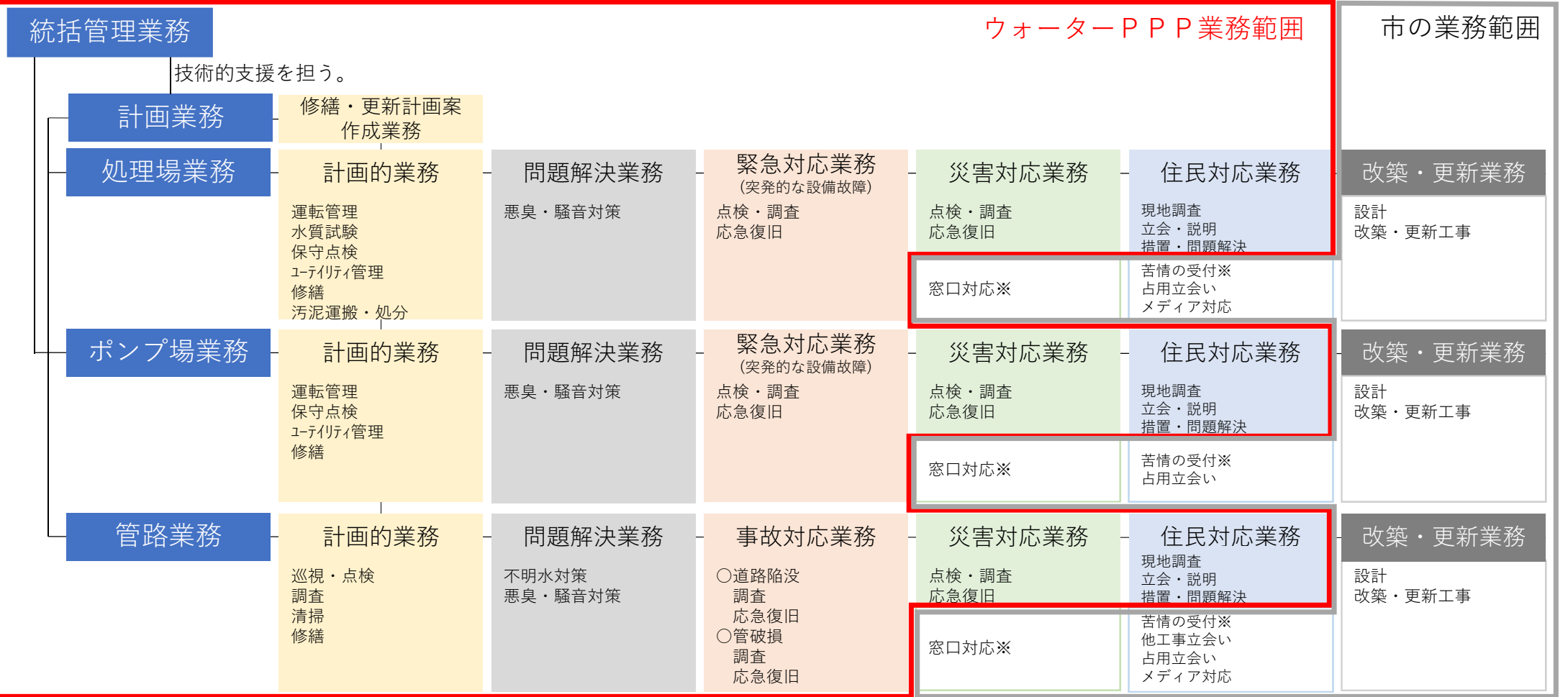
イ 参加要件

⇄ 契約

協力企業

2 第3回民間市場調査内容

【補足】実施体制（イメージ図）



※受託者が市民から直接受けた相談は、受託者が受付し、その後市に報告

2 第3回民間市場調査内容

参加資格要件

ア-1 資格要件（案）

- ・ **統括管理責任者** ・ ・ ・ 事業全体を俯瞰的に評価し、**最適な事業実施となるよう調整を図る**能力が必要であることから、業務の実務経験が必要
- ・ **業務主任担当者** ・ ・ ・ **現場の責任者**として、業務を**マネジメントする**能力が必要であることから、下水道法施行令第15条の3等が必要
- ・ **業務主任技術者** ・ ・ ・ 全施設を対象とした効果的な計画案の作成が必要であることから、技術士または、RCCMの資格が必要

本市の現状		
項目	役割	必要資格
処理場・ 中継ポンプ場	業務主任 担当 者（総括責任者）	下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
	部門責任者（副総括責任者）	下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
マンホールポンプ場	業務主任 担当 者	
	業務主任 担当 者（管路清掃）	
管路	主任（監理）技術者（管路修繕）	
	業務主任 技術 者	技術士上下水道部門（下水道）または、総合監理部門（下水道）または、RCCM 資格（下水道）

ウォーターPPPになる
ことで追加

※RCCM：シビルコンサルティングマネージャの略称
建設コンサルタント業務に携わる技術者に対して与えられる資格

本市のウォーターPPPの想定

項目	役割	必要資格
全体	統括管理責任者	以下のいずれかの業務の3年以上の実務経験
処理場	業務主任 担当 者（総括責任者）	下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
	部門責任者（副総括責任者）	下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
中継ポンプ場	業務主任 担当 者	下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
マンホールポンプ場	業務主任 担当 者	下水道管理技術認定試験（管路施設）（日本下水道事業団）または、下水道管路管理技士（日本下水道管路管理業協会）若しくは同等の経験を有するもの
管路	業務主任 担当 者（管路点検・清掃・修繕）	
計画	業務主任 技術 者	技術士上下水道部門（下水道）または、総合監理部門（下水道）または、RCCM 資格（下水道）

【要求水準書へ下記を記載予定】
受託者は、自己の責任において、本業務全体を統括する管理能力がある責任者を置くものとする。（ガイドライン2.0版より）

統括管理責任者は業務主任**担当**者、業務主任**技術**者と連携し、**業務全体を管理**。マンホールポンプ場、管路については10年間の長期に渡る契約となることから、新たに資格要件等を求める。

2 第3回民間市場調査内容

参加資格要件

ア-1 資格要件（案）

- ・ 統括管理責任者 ・ ・ ・ 業務全体を把握し、市との窓口となるため、統括的に管理する能力がある者を設置
- ・ 業務主任**担当**者等、業務主任**技術**者 ・ ・ ・ 各業務の現場をマネジメントする者を設置。他の業務との兼任は可とする。
※処理場は、継続的に適切な監視が必要であることから常駐

本市の現状			
項目	役割	設置	常駐
処理場・ 中継ポンプ場	業務主任 担当 者（総括責任者）	○	○
	部門責任者（副総括責任者）	○	
マンホールポンプ場	業務主任 担当 者	○	
管路	業務主任 担当 者（管路清掃）	○	
	主任（監理）技術者（管路修繕）	○	
計画	業務主任 技術 者	○	

ウォーターPPPになる
ことで追加

本市のウォーターPPPの想定			
項目	役割	設置	常駐
全体	統括 管理責任者	○	
処理場	業務主任 担当 者（総括責任者）	○（兼任可※）	○
	部門責任者（副総括責任者）	○（兼任可※）	
中継ポンプ場	業務主任 担当 者	○（兼任可※）	
マンホールポンプ場	業務主任 担当 者	○（兼任可※）	
管路	業務主任 担当 者（管路点検・清掃・修繕）	○（兼任可※）	
計画	業務主任 技術 者	○（兼任可※）	

- ※ 複数施設の業務主任担当者等を兼任することができる。
例）処理場と中継ポンプ場の業務主任担当者を兼任

2 第3回民間市場調査内容

参加資格要件

ア-2 資格要件

項目	現委託	変更なし	本市のウォーターPPPの想定 (レベル3.5)	
資格要件	処 理 場 (1) 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者 (2) エネルギー管理員 (3) 電気主任技術者（第3種以上） (4) 第2種酸素欠乏危険作業主任者 (5) 第1種電気工事士 (6) 自動車運転免許（普通以上） (7) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等	(1) 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者 (2) エネルギー管理員 (3) 電気主任技術者（第3種以上） (4) 第2種酸素欠乏危険作業主任者 (5) 第1種電気工事士 (6) 自動車運転免許（普通以上） (7) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等	(1) 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者 (2) エネルギー管理員 (3) 電気主任技術者（第3種以上） (4) 第2種酸素欠乏危険作業主任者 (5) 第1種電気工事士 (6) 自動車運転免許（普通以上） (7) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等	
	ポ ン プ 場	(1) 第2種酸素欠乏危険作業主任者 (2) 第2種電気工事士 (3) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等	(1) 第2種酸素欠乏危険作業主任者 (2) 第2種電気工事士 (3) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等	(1) 第2種酸素欠乏危険作業主任者 (2) 第2種電気工事士 (3) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等
	管 路	法令等で定められた資格者等	法令等で定められた資格者等	法令等で定められた資格者等
	計 画	技術士上下水道部門（下水道）または、総合監理部門（下水道）または、RCCM 資格（下水道）	技術士上下水道部門（下水道）または、総合監理部門（下水道）または、RCCM 資格（下水道）	技術士上下水道部門（下水道）または、総合監理部門（下水道）または、RCCM 資格（下水道）

2 第3回民間市場調査内容

参加資格要件

イ 参加要件（案）

項目	本市の現状の委託	本市のウォーターPPP（レベル3.5）	
参加要件	処理場 【処理場・中継P】 元請またはJVの構成員として過去5年以内に継続して2年以上あること。 ※加えて、以下をすべて満たすこと。 ・下水道法の事業認可を受けている施設 ・供用開始後20年以上経過している施設 ・活性汚泥法 ・現有処理能力6,200m ³ /日以上	【処理場維持管理】 元請またはJVの構成員として過去5年以内に継続して2年以上あること。 ※加えて、以下をすべて満たすこと。 ・下水道法の事業認可を受けている施設 ・供用開始後20年以上経過している施設 ・活性汚泥法 ・現有処理能力6,200m ³ /日以上	
	ポンプ場 【MP】 ・市内業者 ・市の名簿：施設の運転管理、浄化槽 ・宇都宮市浄化槽保守点検業 ・1時間以内に非常招集できる体制を確保できること		【管路清掃】 高圧洗浄車、吸泥車、給水車を所有 【管路修繕】 緊急用資材（砕石、山砂等）及び緊急用機械器具（掘削機械等）を所有 【共通】 概ね1時間以内に現地対応できる体制を確保できること
	管路 【清掃】 ・市内業者 ・市の名簿：清掃業務 ・高圧洗浄車、吸泥車、給水車を所有 【修繕】 ・市内業者 ・市の名簿：土木一式工事かつ舗装工事 ・緊急用資材（砕石、山砂等）及び緊急用機械器具（掘削機械等）を所有 【共通】 ・平日、土曜日、日曜日、祝日、夜間を問わず24時間体制で対応できること		

これまでと同様の参加要件

※一者で複数業務の兼務も可能とする。

2 第3回民間市場調査内容

参加資格要件

ウ 入札参加者の構成（案）

項目		現委託	本市のウォーターPPP（レベル3.5）
入札参加者の構成	処理場	単独企業又は2者を構成員とする共同企業体	
	ポンプ場	単独企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独又は複数企業で構成されるグループ ・ 構成する企業数の上限は任意
	管路	単独企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。
	計画	単独企業	

2 第3回民間市場調査内容

参加資格要件

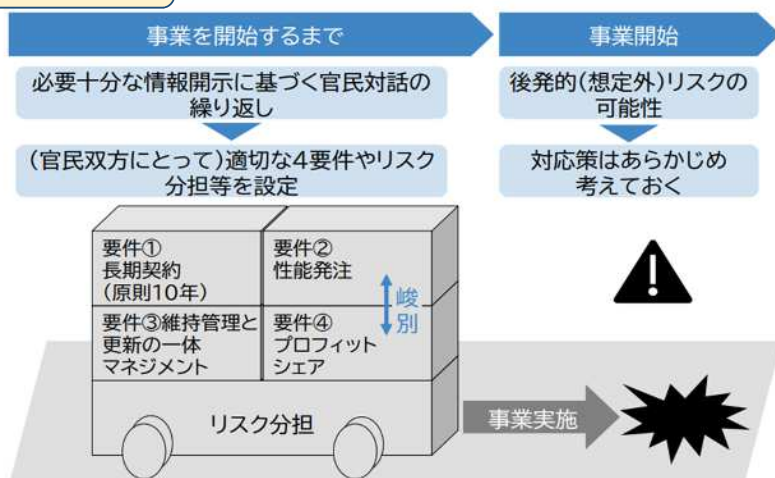
アンケート内容

質問2 参画資格要件について（説明会資料P16～P25）

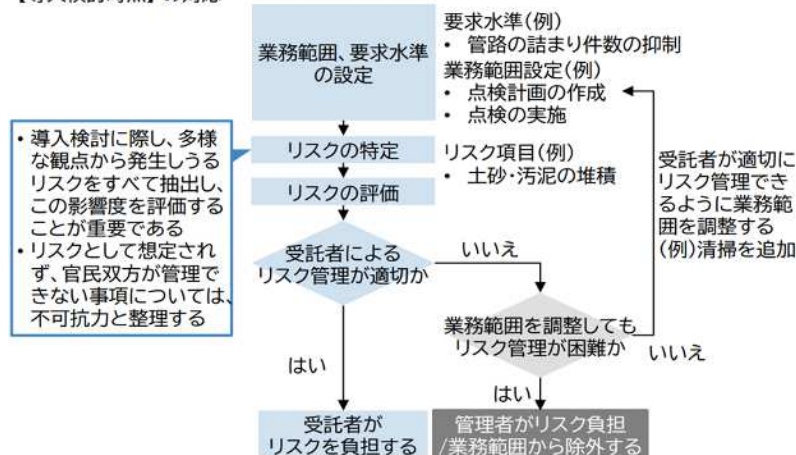
2-1.	<p>説明会資料P20～P24の参加資格要件に対する本市の考えに対し、ご意見をお聞かせください。</p> <p>※ 該当する項目にチェックをお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/> 妥当である</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね妥当である</p> <p><input type="checkbox"/> 妥当ではない</p>
2-2.	<p>質問2-1で「概ね妥当である」「妥当でない」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。</p> <p>※ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。</p>

2 第3回民間市場調査内容

リスク分担



【導入検討時点】の対応



・導入検討に際し、多様な観点から発生しうるリスクをすべて抽出し、この影響度を評価することが重要である
・リスクとして想定されず、官民双方が管理できない事項については、不可抗力と整理する

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版 令和7年4月 国土交通省

概要とポイント・留意点

- リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能なものがリスクを負担することが基本
- 性能発注では、ペナルティ規定や施設損傷時の原状回復措置等、受託者が負担すべき損害賠償が多い。
- 費用負担に係る協議のトラブルに備えて、委託者と受託者の責任範囲を明確にしておく。

★宇都宮市の考え方

これまで性能発注で実施している処理場のリスク分担に、ポンプ場、管路、計画の業務を加えた結果、概ね処理場のリスク分担表に当てはめることができる。

その中で、**物価変動**については、契約期間が10年間と長期に渡ることから、今後作成する実施方針や要求水準書、契約書において**スライド条項を規定**していく。

2 第3回民間市場調査内容

リスク分担

リスク分担一覧

番号	リスク項目①	リスク項目②	リスク種類
1	入札・契約リスク	応募手続リスク	入札応募コスト
		契約リスク	契約締結のリスク 個人情報漏えいリスク 契約解除リスク
		予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合
2	制度関連リスク	法令変更リスク	関係法令の変更
	制度関連リスク	税制変更リスク	税制の変更
3	社会リスク	許認可リスク	許認可の取得
		住民対応リスク	住民対応
4	経済リスク	環境リスク	環境問題
		物価変動リスク	物価・金利変動リスク
5	第三者賠償リスク		
6	事業の中止や債務不履行等のリスク	債務不履行リスク	性能事項の未達成
			委託の中止・延期に関するリスク 業務実施計画書記載事項の不履行
7	事業終了手続きリスク		業務移行期間の費用リスク
8	不可抗力リスク	不可抗力リスク	不可抗力による損害
9	維持管理に係るリスク	業務内容変更のリスク	維持管理費増大リスク
		維持管理・修繕費用増大リスク	突発修繕費の増大リスク
		業務中の事故リスク	更新・修繕等の遅延
			更新・修繕等による施設の損害
投資リスク	事故・災害 施設の損傷 投資等の提案リスク		
10	調査・計画・設計に係るリスク		調査リスク
			計画リスク

2 第3回民間市場調査内容

リスク分担

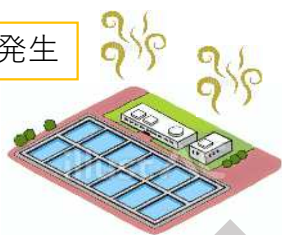
住民対応のイメージ図

ケース①
(受託者起因)

運転操作変更など



臭気発生



施設破損の場合

修繕

住民からの苦情



市が対応

受託者が対応

住民への説明・謝罪



市 + 受託者(補助)が
対応

調整等の現場対応



受託者が対応

ケース②
(委託者起因)

市の別途発注する
更新工事による不具合
または、契約以前の
不具合など



臭気発生



施設破損の場合

修繕

住民からの苦情



市が対応

住民への説明・謝罪



市が対応

市が対応若しくは
臨機の措置で受託者が対応(別途精算)

調整等の現場対応



2 第3回民間市場調査内容

リスク分担

リスク分担内容及び考え方（案）

番号	リスク項目 ①	リスク項目②	リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定	
					リスク分担	
					委託者	受託者
1	入札・契約 リスク	応募手続リスク	入札応募コスト	入札応募費用に関すること		○
		契約 リスク	契約締結のリスク	委託者の責により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合（評価・審査等の誤り）	○	
				受託者の責により選定受託者が契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合（見積等の誤り）		○
			個人情報漏えいリスク	受託者の業務上の個人情報の保護に関する責務		○
				委託者の個人情報の保護に関する実施機関としての責務	○	
		契約解除リスク	受託者の責により事業継続が困難な場合等の契約解除		○	
			委託者の責により事業継続が困難な場合等の契約解除	○		
		予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	直接業務に係る予算等の議決が得られず、当初業務の変更、受託者への支払いが行えない場合	○	

2 第3回民間市場調査内容

リスク分担

リスク分担内容及び考え方（案）

番号	リスク項目 ①	リスク項目②	リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定	
					リスク分担	
					委託者	受託者
2	制度関連リスク	法令変更リスク	関係法令の変更	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
				本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
		税制変更リスク	税制の変更	一般的な税制変更（所得税，法人税等）		○
				消費税制の変更	○	
許認可リスク	許認可の取得	事業管理者として委託者が取得すべき許認可の遅延	○			
		当該事業の実施に関して受託者が取得すべき許認可の遅延		○		
3	社会リスク	住民対応リスク	住民対応	本委託業務を行政サービスの一貫として実施することに関する住民反対運動，訴訟，苦情	○	
				受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動，訴訟		○
		環境リスク	環境問題	受託者が行う業務に起因する騒音，振動，悪臭等に関する対応		○
				受託者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩		○
		上記以外のもの	○			

2 第3回民間市場調査内容

リスク分担

リスク分担内容及び考え方（案）

長期間の契約となることから、契約書類等にスライド条項等の物価変動への対応方法を記載予定

番号	リスク項目①	リスク項目②	リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定	
					リスク分担	
					委託者	受託者
4	経済リスク	物価変動リスク	物価・金利変動リスク	委託期間中のインフレ・デフレ	○ 協議	○ 協議
5	第三者賠償リスク			受託者の行う業務に起因する事故，受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
				上記以外のもの	○	
6	事業の中止や債務不履行等のリスク	債務不履行リスク	性能事項の未達成	契約条件下での要求水準の未達成		○
				不可抗力（暴風，通常の予想を超えた豪雨，洪水，地震，地滑り，落盤，火災，騒乱，暴動，その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象）等による要求水準の未達成	○	
				委託者の指示によるもの	○	
				受託者の事業放棄，破綻によるもの		○
			業務実施計画書記載事項の不履行	業務実施計画書の不履行		○

2 第3回民間市場調査内容

リスク分担

リスク分担内容及び考え方（案）

番号	リスク項目 ①	リスク項目②	リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定	
					リスク分担	
					委託者	受託者
7	事業終了手続きリスク		業務移行期間の費用 リスク	業務の業務移行期間に要する費用に関するリスク		○
8	不可抗力リスク	不可抗力リスク	不可抗力による損害	不可抗力（暴風，通常予想を超えた豪雨，洪水，地震，地滑り，落盤，火災，騒乱，暴動，その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象）により業務の対象施設等に損害が生じた場合	○	
9	維持管理に係るリスク	業務内容変更の リスク	維持管理費増大リスク	委託者の責による業務内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大及び契約書に規定する維持管理費	○	
				上記以外の維持管理費の増大		○
		維持管理・修繕 費用増大リスク	突発修繕費の増大リスク	委託者の責による補修費の増大	○	
				受託者の責による補修費の増大		○
		業務中の事故 リスク	更新・修繕等の遅延	委託者発注の「更新，第三者委託等」の遅延による委託対象設備の機能の不足	○	
				受託者発注の「修繕，第三者委託等」の遅延による委託対象設備の機能の不足		○

2 第3回民間市場調査内容

リスク分担

リスク分担内容及び考え方（案）

番号	リスク項目 ①	リスク項目②	リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定	
					リスク分担	
					委託者	受託者
9	維持管理に係るリスク	業務中の事故リスク	更新・修繕等による施設の損害	委託者発注の「更新，第三者委託等」による委託対象施設の損害	○	
				受託者発注の「修繕，第三者委託等」による委託対象設備の損害		○
			事故・災害	受託者の責による事故・災害等の発生（再受託者及び関係者による事故，施設の破損，場内の不法投棄等含む）		○
				上記以外のもの	○	
			施設の損傷	事故・災害等による施設の損傷（不可抗力によるものを除く）		○

2 第3回民間市場調査内容

リスク分担

リスク分担内容及び考え方（案）

番号	リスク項目 ①	リスク項目②	リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定	
					リスク分担	
					委託者	受託者
9	維持管理に係るリスク	投資リスク	投資等の提案リスク	受託者が業務の効率的・効果的な遂行を図るための改良等の投資等の提案または設備の設置，並びに委託者に受益する範囲があることの立証責任		○
				受託者が業務の効率的・効果的な遂行を図るための設備の設置または改良等の投資等の提案に対する承諾	○	
10	調査・計画・設計に係るリスク		調査リスク	委託者が実施したTVカメラ等の調査結果に不備があった場合	○	
				受託者が実施したTVカメラ調査などに不備があった場合		○
			計画リスク	委託者が作成した改築更新計画等に不備があった場合の計画の修正	○	
				受託者が作成した改築更新計画等に不備があった場合の計画の修正		○

2 第3回民間市場調査内容

リスク分担

アンケート内容

質問3 リスク分担について（説明会資料P26～P35）

3-1.	説明会資料P29～P34のリスク分担に対する本市の考えに対し、ご意見をお聞かせください。 ※ 該当する項目にチェックをお願いします。
	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 概ね妥当である <input type="checkbox"/> 妥当ではない
3-2.	質問3-1で「概ね妥当である」「妥当でない」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。 ※ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。
例：No.1	入札応募コスト ○○の理由から、受託者の責とするべきでない。など

2 第3回民間市場調査内容

公募時の縦覧資料

縦覧資料（案）

現在想定している資料一覧

対象施設	資料
処理場	維持管理情報
	・ 日報, 月報, 年報
	・ 修繕実績
	・ 修繕計画
	完成図書
ポンプ場	維持管理情報
	・ 日報, 月報, 年報
	・ 修繕実績
	・ 修繕計画
	完成図書
管路	維持管理情報
	・ 詰まり等苦情実績
	・ 修繕実績
	・ 管路調査資料
	完成図書（下水道台帳等）
共通	改築更新計画

3 アンケートのご依頼

3 アンケートのご依頼

第3回民間市場調査票へのご協力をお願いします。

本市の下水道事業においてウォーターPPPを導入するに当たり、ウォーターPPPの概要をご理解いただくと共に、民間企業のみなさまからご意見をいただきながら最適な事業実施体制を検討してまいります。

つきましては、第3回民間市場調査票（アンケート）へのご協力をお願いします。

提出方法：「宇都宮市電子申請共通システム」又は電子メール、FAX

① 宇都宮市電子申請共通システムの場合（別紙参照）

Web上で「宇都宮市電子申請共通システム」へアクセスし、回答をお願いします。

② 電子メールの場合

返送先：u76003300@city.utsunomiya.tochigi.jp

件名：W-PPPに関する民間市場調査票の提出（企業名）

添付ファイル名：W-PPPに関する民間市場調査票の提出（企業名）

③ FAXの場合

返送先：028 - 656 - 5773

※ アンケートの集計の関係上、可能な限り「宇都宮市電子申請共通システム」によるご回答にご協力ください。

回答期限：令和7年11月28日(金)から令和7年12月8日(月)まで

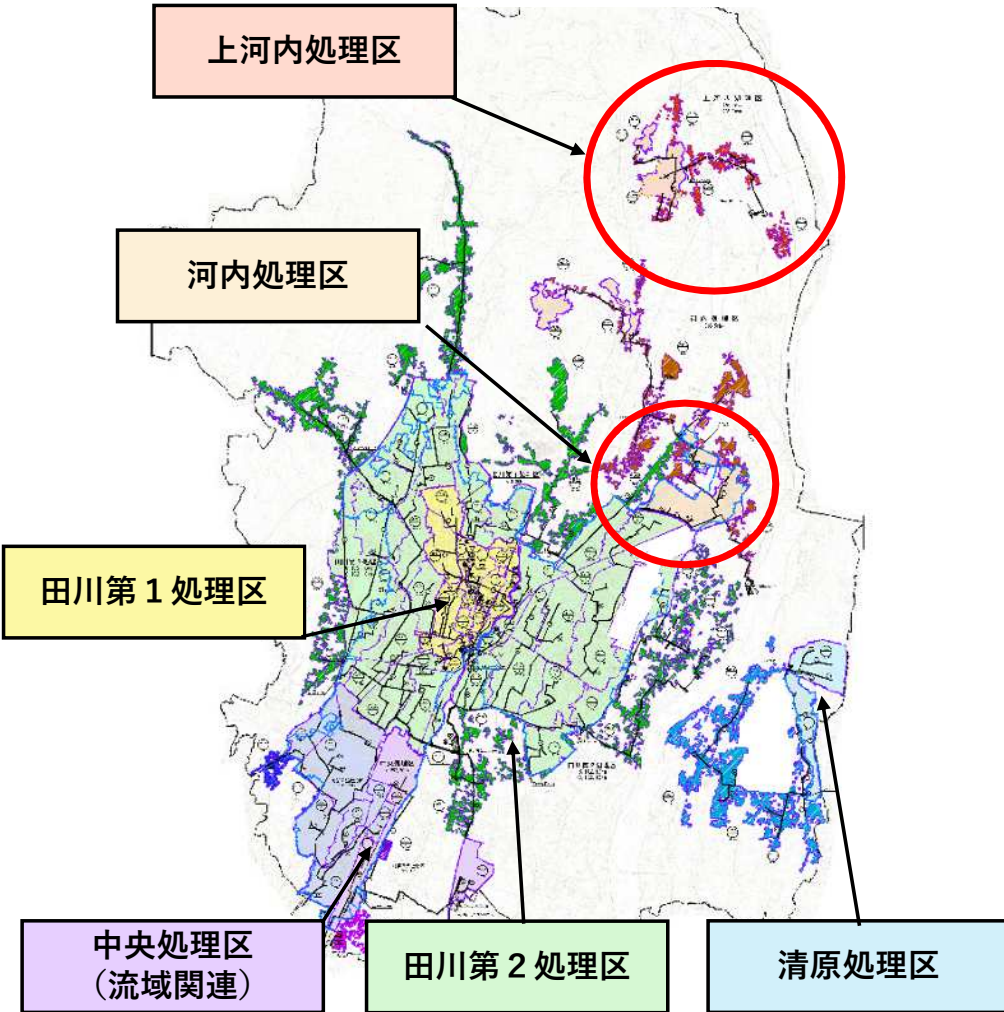
ご清聴ありがとうございました。



【参考1】河内・上河内処理区の概要

【参考1】河内・上河内処理区の概要

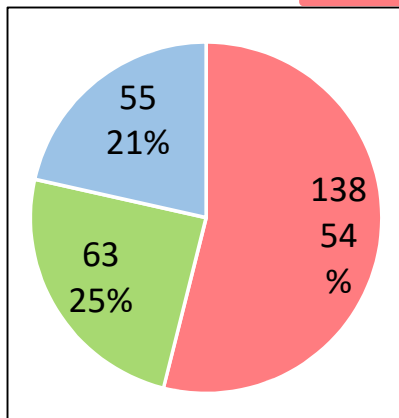
宇都宮市の下水道処理区域図



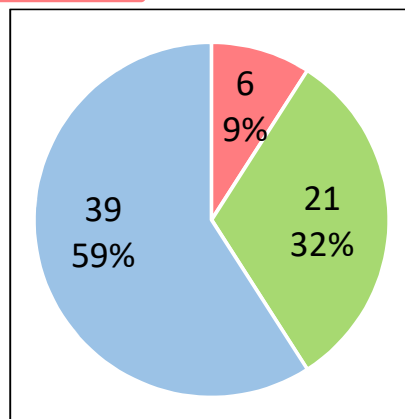
処理区		河内処理区	上河内処理区
処理区分		分流	分流
事業計画面積(ha)		705.5	234.6
計画処理人口(人)		31,610	5,200
保有施設	管路(m)	145,900	57,600
	マンホールポンプ場(か所)	26	15
	雨水ポンプ場(か所)	—	—
	汚水ポンプ場(か所)	2	—
終末処理場		河内水再生センター	上河内水再生センター
処理場供用開始年度		H7.3	H18.3
管理の現状	水再生センター 中継ポンプ場 (性能発注)	対象施設	河内水再生センター 奈坪中継ポンプ場 大塚中継ポンプ場
	※河内・上河内に ついては処理区間を 併せて発注	委託内容	包括的民間委託 運転管理 ユーティリティ管理 修繕(一定額)
	マンホールポンプ場 (仕様発注)	対象施設	各マンホールポンプ場 ※ 中継ポンプ場は処理場の 包括委託に含む。
		委託内容	運転管理
管路 (単価契約・仕様発注)	委託内容	・ 管路修繕・清掃 ・ スクリーン清掃	・ 管路修繕・清掃

【参考 1】 河内・上河内処理区の概要

河内処理区

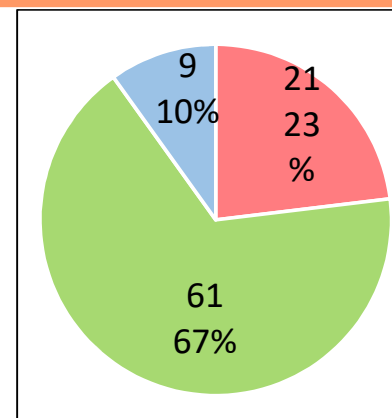


水再生センター
設備劣化状況
(R5年度末)



中継ポンプ場
設備劣化状況
(R5年度末)

上河内処理区



水再生センター
設備劣化状況
(R5年度末)

■ 標準耐用年数 超過後5年以上 ■ 標準耐用年数 超過後0~5年 ■ 標準耐用年数 未超過

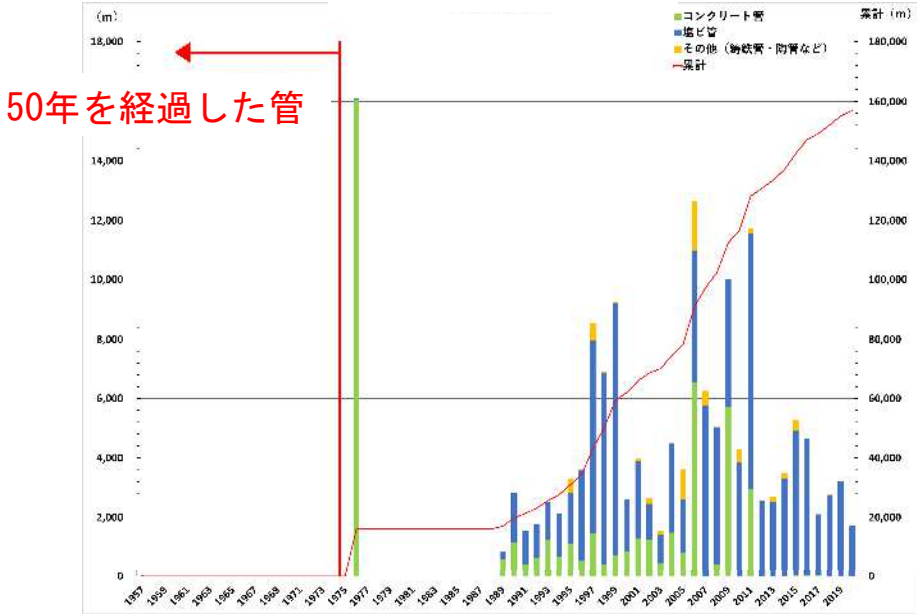
【直近5年間の修繕件数】

【件/年】

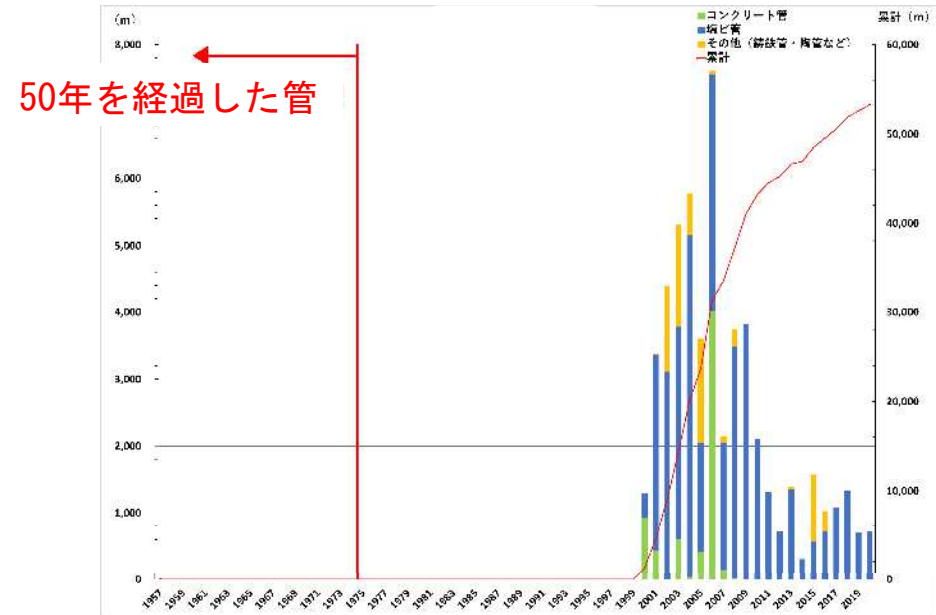
処理区	小修繕(130万円以下)			修繕(130万円以上)		
	機械	電気・計装	その他	機械	電気・計装	その他
河内 水再生センター	3.4	2.8	1.2	3.8	1.4	0.4
河内 中継ポンプ場	0.4	0.4	0.4	0.4	0	0
上河内 水再生センター	1.4	0.8	1	0.8	0.2	0.2

【参考 1】 河内・上河内処理区の概要

河内処理区



上河内処理区



【修繕及び清掃， 苦情処理件数の年間平均(直近5年間)】

【件/年】

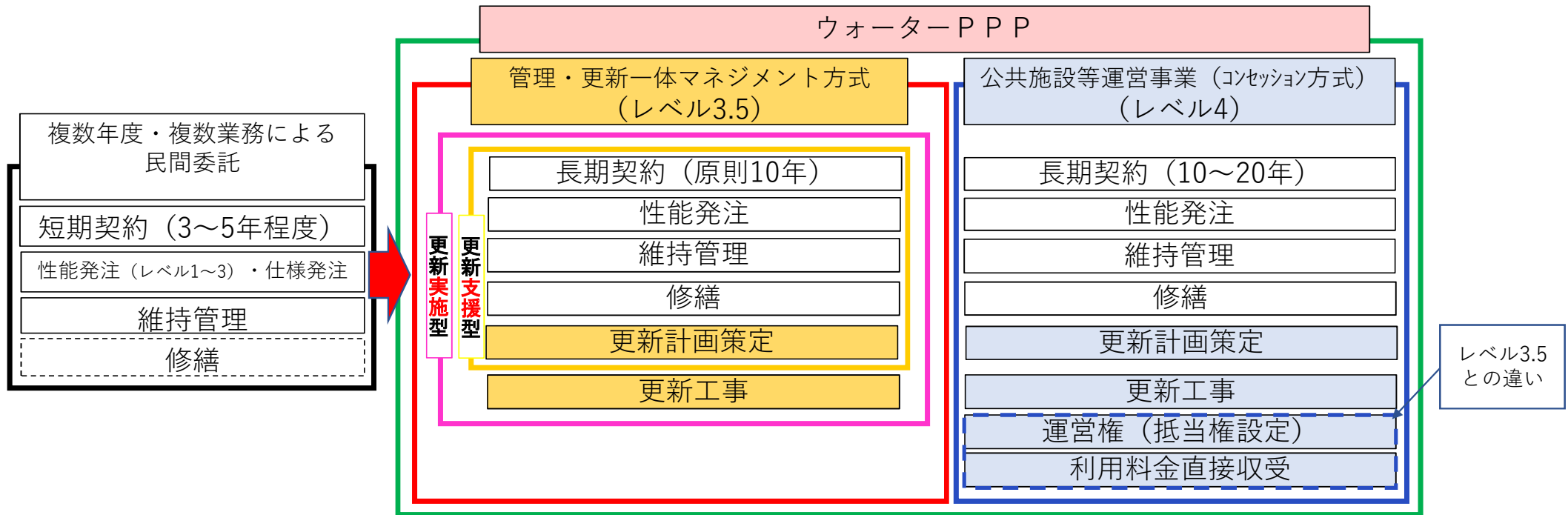
処理区	修繕	清掃	苦情処理
河内	10.2	5.2	8.8
上河内	1.4	0.8	1.2

【参考2】第2回民間市場調査の結果について (抜粋)

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

○ ウォーターPPPとは（令和7年2月5日説明会で提示）

国は、コンセッション方式に段階的に移行することを目指しており、**官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））**を公共施設運営事業（コンセッション方式（レベル4））と併せて「ウォーターPPP」として、導入拡大を図っている。また、令和9年度より、污水管改築に係る**国費支援（国庫補助）**に関して、**ウォーターPPPを導入していることを要件**としている。



出典：令和5年6月2日内閣府資料

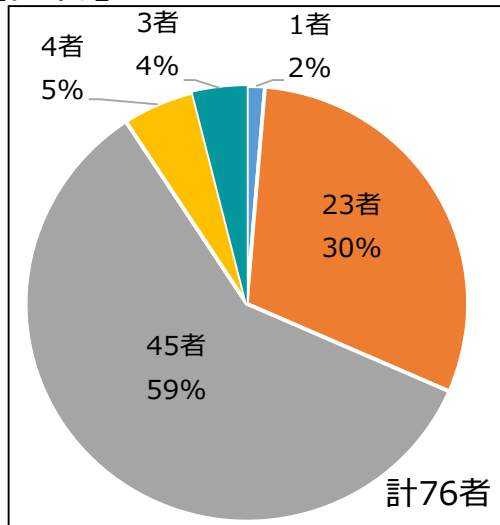
【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

施設範囲

【アンケート内容】

施設範囲における本市の考え方（水再生センター（中継ポンプ場含む）＋マンホールポンプ場＋管路）を踏まえ、御社が河内・上河内処理区におけるウォーターPPPへ参入する場合、どの参加形態を予定しますか。

【回答】



■ 単独 ■ JV等の代表企業・構成員
■ 協力企業 ■ 参画しない ■ その他

業種	回答数	単独	JV等の代表企業・構成員	協力企業	参画しない	その他
維持管理（処理場）	5	0	2	2	0	1
維持管理（ポンプ場）	2	0	0	2	0	0
維持管理（管路（点検・清掃・修繕））	7	0	4	3	0	0
調査（コンサルタント）	4	1	1	1	1	0
設計（コンサルタント）	14	0	8	5	0	1
建設（土木一式）	17	0	5	10	2	0
建設（機械器具）	17	0	2	13	1	1
建設（電気）	6	0	0	6	0	0
メーカー	3	0	1	2	0	0
その他	1	0	0	1	0	0
計	76	1	23	45	4	3

単独・JV等 約3割，協力企業 約6割
= 参画意向のある民間事業者 約9割

参画しない民間事業者 約1割

調査の結果、約3割の民間事業者の皆様から事業体を構成し、処理場＋ポンプ場＋管路を施設範囲とする回答を得ました。
⇒ 事業体を構成し、各企業が持つノウハウ・新技術を活用することで、処理区全体で効率的・効果的な維持管理が期待できることから、**対象とする施設範囲は処理場・ポンプ場・管路(全施設対象)**とします。

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

業務範囲（水再生センター・中継ポンプ場）

【アンケート内容】

業務範囲における本市の考え方を踏まえ、御社が河内・上河内処理区におけるウォーターPPPへ参入する場合、業務の実施に対し、あてはまるものを選択して下さい。

【回答 1/3】

業務内容		No	自社	他社	含めない	その他	WPPP 対象業務	
計画的業務	運転管理業務	運転操作監視	1	3	12		2	○
		水質試験	2	3	13		1	○
		他工事等に係る立会・運転調整	3	3	13		1	○
	保守点検業務	保守点検	4	4	12		1	○
		メーカー点検	5	2	14		1	○
		法定点検	6	3	13		1	○
	その他管理業務	草刈、植栽管理	7	5	12		1	○
		施設清掃（建屋、水槽）	8	3	13		1	○
		備品の調達、管理	9	4	12		1	○
		ユーティリティ管理	10	3	12		2	○
		一般廃棄物（し渣）運搬	11	2	13		2	○
	修繕業務	汚泥運搬・処分	12	2	12	2	1	○
		修繕・部品交換等	13	3	13		1	○

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

業務範囲（水再生センター・中継ポンプ場）

【回答 2/3】

業務内容		No	自社	他社	含めない	その他	WPPP 対象業務	
計画的業務	維持管理情報の管理※	維持管理情報（電子データ）の整理・提供	14	4	13		0	○
		システムの構築・改良	15	2	15		0	○
	維持管理における改善の提案		16	5	12		0	○
	計画作成	改築・修繕の簡易判定	17	5	12		0	○
		修繕計画案の作成・見直し	18	4	13		0	○
更新計画案の作成・見直し		19	4	12		1	○	
問題解決業務	悪臭・騒音対策	20	3	12	0	2	○	

※ 「他社」の回答について

「他社」と回答している部分の意見として「他のJV構成員に任せたい」などがありました。自社では実施が難しい業務であるため、他の施設を担当する構成員に一任したいという希望であると認識していますが、自社で実施が可能とする回答が少ないと、そもそもその業務は実現が難しいと捉えています。したがって、以下のように考えられます。

「自社」の回答：多い
「他社」の回答：少ない ⇒ 実現性高

「自社」の回答：少ない
「他社」の回答：多い ⇒ 実現性低

維持管理業務（運転管理，点検，調査，清掃等），修繕，更新計画案作成の業務は，ウォーターPPPの要件である維持管理と更新の一体マネジメントの観点から業務範囲に含めることは必須であり，MSの結果においても民間事業者の皆さまから同調を得たことから業務範囲に含めます。

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

業務範囲（水再生センター・中継ポンプ場）

【回答 3/3】

業務内容		No	自社	他社	含めない	その他	WPPP 対象業務	
緊急対応業務	突発的な設備故障	点検・調査	21	4	11	0	2	○
		応急復旧	22	3	12	0	2	○
災害対応 業務	被災状況把握等	窓口対応（受付）	23	1	12	2	2	×
		点検・調査	24	3	12	1	1	○
	二次災害防止等措置・対応	応急復旧	25	2	12	1	2	○
住民対応等 業務	住民対応	苦情の受付	26	1	9	6	0	×
		苦情の現地調査	27	1	11	3	2	○
		苦情の立会・説明	28	1	10	5	1	○
		苦情の措置・問題解決	29	1	11	3	2	○
	外部対応	立入調査の立会	30	1	11	3	2	○
		占用・境界立会	31	1	11	3	2	×
		メディア対応	32	1	9	5	2	×
	施設見学者の対応	33	2	11	2	2	○	
	事務（照会・回答など）	34	1	11	3	2	○	

- ・ 災害時の窓口対応、苦情受付等の業務、占用・境界立会、メディア対応については、「自社」の回答が少なく「含めない」の回答が多いことから、対応が困難であるため、従来どおり市が行います。
- ・ 災害対応・住民対応における調査・復旧・立会い等については、より迅速な対応が求められるため、原則、市と連携を図りながら対応するものとして、業務範囲に含めます。

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

業務範囲（マンホールポンプ場）

【アンケート内容】

業務範囲における本市の考え方を踏まえ、御社が河内・上河内処理区におけるウォーターPPPへ参入する場合、業務の実施に対し、あてはまるものを選択して下さい。

【回答 1/3】

業務内容		No	自社	他社	含めない	その他	WPPP 対象業務	
計画的業務	運転管理業務	運転操作監視	35	4	13		1	○
		他工事等に係る立会・運転調整	36	5	12		1	○
	保守点検業務	保守点検	37	5	12		1	○
		メーカー点検	38	4	13		1	○
	その他管理業務	草刈、植栽管理	39	7	11		1	○
		施設清掃	40	3	14		1	○
		備品の調達、管理	41	5	12		1	○
		ユーティリティ管理	42	5	11		2	○
	修繕業務	修繕・部品交換等	43	4	12		2	○

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

業務範囲（マンホールポンプ場）

【回答 2/3】

業務内容		No	自社	他社	含めない	その他	WPPP 対象業務	
計画的業務	維持管理情報の管理※	維持管理情報（電子データ）の整理・提供	44	6	12		0	○
		システムの構築・改良	45	5	13		0	○
	維持管理における改善の提案		46	8	9		1	○
	計画作成	改築・修繕の簡易判定	47	10	9		0	○
		修繕計画案の作成・見直し	48	10	9		0	○
		更新計画案の作成・見直し	49	10	8		1	○
問題解決業務	悪臭・騒音対策	50	7	10	0	1	○	

維持管理業務（運転管理，点検，調査，清掃等），修繕，更新計画案作成の業務は，ウォーターPPPの要件である維持管理と更新の一体マネジメントの観点から業務範囲に含めることは必須であり，MSの結果においても民間事業者の皆さまから同調を得たことから業務範囲に含めます。

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

業務範囲（マンホールポンプ場）

【回答 3/3】

業務内容			No	自社	他社	含めない	その他	WPPP 対象業務
緊急対応業務	突発的な設備故障	点検・調査	51	6	11	0	1	○
		応急復旧	52	6	11	0	1	○
災害対応 業務	被災状況把握等	窓口対応（受付）	53	5	9	2	2	×
		点検・調査	54	7	9	1	1	○
	二次災害防止等措置・対応	応急復旧	55	5	10	1	2	○
住民対応等 業務	住民対応	苦情の受付	56	4	8	6	0	×
		苦情の現地調査	57	5	8	3	2	○
		苦情の立会・説明	58	4	8	5	1	○
		苦情の措置・問題解決	59	4	9	3	2	○
	外部対応	立入調査の立会	60	5	8	3	2	○
		占用・境界立会	61	4	8	3	2	×
		事務（照会・回答など）	62	5	8	3	2	○

- ・ 災害時の窓口対応、苦情受付等の業務、占用・境界立会については、「含めない」の回答が多いことから、対応が困難であるため、従来どおり市が行います。
- ・ 住民対応等における調査・立会・措置については、より迅速な対応が求められるため、原則、市と連携を図りながら対応するものとして、業務範囲に含めます。

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

業務範囲（管路施設）

【アンケート内容】

業務範囲における本市の考え方を踏まえ、御社が河内・上河内処理区におけるウォーターPPPへ参入する場合、業務の実施に対し、あてはまるものを選択して下さい。

【回答 1/3】

業務内容		No	自社	他社	含めない	その他	WPPP 対象業務	
計画的業務	巡視・点検（目視，管口カメラ等）	63	10	10		0	○	
	調査	目視，TVカメラ等	64	10	10		0	○
		流量調査	65	10	10		0	○
	清掃	管渠の閉塞，スクリーン等	66	4	15		0	○
		防虫対策	67	3	16		0	○
		草刈，植栽管理	68	5	14		0	○
	修繕	公共樹，取付管，管渠の破損	69	6	13		0	○
		マンホール蓋の交換・高さ調整	70	6	14		0	○
		逆止弁の設置，部分的な更生等	71	6	14		0	○

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

業務範囲（管路施設）

【回答 2/3】

業務内容		No	自社	他社	含めない	その他	WPPP 対象業務	
計画的業務	維持管理情報の管理	維持管理情報（電子データ）の整理・提供	72	10	8		1	○
	※	システムの構築・改良	73	7	11	0	1	○
	維持管理における改善の提案		74	12	7		0	○
	計画作成	修繕計画案の作成・見直し	75	12	8		0	○
		更新計画案の作成・見直し	76	12	8		0	○
問題解決 業務	不明水対策（流量調査，対策の実施等）		77	11	8	0	0	○
	悪臭対策		78	6	13	0	0	○

維持管理業務（点検，調査，清掃等），修繕，更新計画案作成の業務は，ウォーターPPPの要件である維持管理と更新の一体マネジメントの観点から業務範囲に含めることは必須であり，MSの結果においても民間事業者の皆さまから同調を得たことから業務範囲に含めます。

【参考2】第2回民間市場調査の結果について（抜粋）

業務範囲（管路施設）

【回答 3/3】

業務内容		No	自社	他社	含めない	その他	WPPP 対象業務	
住民対応等 業務	住民対応	苦情の受付	79	2	8	8	1	×
		苦情の現地調査	80	4	11	5	0	○
		苦情の立会・説明	81	4	10	6	0	○
		苦情の措置・問題解決	82	4	11	5	0	○
	外部対応	他工事等立会	83	3	12	4	0	×
		占用・境界立会	84	4	12	3	0	×
メディア対応		85	2	8	8	1	×	
事故対応	道路陥没	調査	86	9	9	1	0	○
		応急復旧	87	5	13	1	0	○
	管渠破損による閉塞対応等	調査	88	9	9	1	0	○
		応急復旧	89	6	12	1	0	○
災害対応 業務	被災状況把握等	窓口対応（受付）	90	5	9	4	1	×
		点検・調査	91	10	8	1	0	○
	二次災害防止等措置・対応	応急復旧	92	6	10	2	0	○

- ・ 苦情受付、他工事立会、占用・境界立会、メディア対応、災害時の窓口対応については、「含めない」の回答が多いことから、対応が困難であるため、従来どおり市が行います。
- ・ 住民対応等における調査・立会・措置については、より迅速な対応が求められるため、原則、市と連携を図りながら対応するものとして、業務範囲に含めます。